

青森県報

第四千十七号

平成二十七年
七月六日
(月曜日)

目次

告示

生活保護法による指定介護機関の休止の届出

(健康福祉課) 一

右 同

(同) 一

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

(同) 二

右 同

(同) 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出

(同) 三

右 同

(同) 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出

(同) 三

公告

建設業者の許可の取消し

(監理課) 四

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第二條、第三條第一項、第四條第二項及び第五條第一項第二号の知事が適切であると認めたる者

(建築住宅課) 四

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

(中南地域
県民局) 五

公安委員会

警備員等の検定の実施……………(保安課) 五

雑報

平成二十七年年度行政書士試験の実施について……………(総務学事課) 六

正誤

平成二十六年十二月五日定例規則中……………(防災消防課) 一〇

告

示

青森県告示第四百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八	訪問介護	南部社協訪問入浴センター	三戸郡南部町大字下名久井字一	吉前川原一	平成二七・五・三

青森県告示第四百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	名 称	所 在 地	休 月 日 止
社会福祉法人南部町福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の二	訪問介護	南部社協訪問入浴サービスセンター	三戸郡南部町大字久井字剣吉前川原一の二	平成二七・五・三	

青森県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名 称	所 在 地	廃 月 日 止
有限会社博愛会ケアセンター	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	通所介護	ステイサードレスパルク	南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本六七の一	平成二七・五・三	
医療法人仁桂会	八戸市根城四丁目六の二三	訪問看護	さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	"	

青森県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	名 称	所 在 地	廃 月 日 止
有限会社博愛会ケアセンター	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	通所介護	ステイサードレスパルク	南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本六七の一	平成二七・五・三	
医療法人仁桂会	八戸市根城四丁目六の二三	訪問看護	さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	"	

青森県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃 月 日 止
医療法人仁桂会	八戸市根城四丁目六の二三	訪問看護	さくら五戸居宅介護支援事業所	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	平成二七・五・三	

青森県告示第四百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	社会福祉法人南部町社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字平字広場二八の一
居宅介護事業所	類 種	訪問入浴介護
	名 称	南部社協訪問入浴サービスセンター
居宅介護事業所	所 在 地	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原の一
	休 止 年 月 日	平成二七・五・三

青森県告示第四百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	社会福祉法人南部町社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字平字広場二八の一
介護予防事業所	類 種	介護予防訪問入浴介護
	名 称	南部社協訪問入浴サービスセンター
介護予防事業所	所 在 地	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原の一
	休 止 年 月 日	平成二七・五・三

青森県告示第四百九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	有有限会社博愛会ケアサービスセンター
	主たる事務所の所在地	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五
居宅介護事業所	類 種	居宅介護事業の種類
	名 称	デイサービスステレサ苑
居宅介護事業所	所 在 地	南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本六七の一
	廃 止 年 月 日	平成二七・五・三

青森県告示第四百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	医療法人仁桂会
	主たる事務所の所在地	八戸市根城四丁目六の二三
居宅介護事業所	類 種	訪問看護
	名 称	さくら五戸訪問看護ステーション
居宅介護事業所	所 在 地	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六
	廃 止 年 月 日	"

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	有限会社博愛会ケアサービスセンター
	主たる事務所の所在地	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五
介護予防事業の種類	介護予防	介護予防訪問看護
	介護予防事業所	介護予防通所介護
介護予防事業所	名 称	さくら五戸訪問看護ステーション
	所 在 地	南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本六七の一
廃止年月日		平成二七・五・三十一

青森県告示第四百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六
廃止年月日		平成二七・五・三十一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社サンユー工業
 - 二 代表者の氏名 小向 豊
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町下明堂三〇の四
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五四六五号
 - 五 取消年月日 平成二十七年六月二十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 前記建設業者が建設業法第八条第十一号に該当するに至ったことが確認された。
- このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第二条、第三条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第二号の知事が適切であると認められた者

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十七年七月青森県規則第三十二号）第二条、第三条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第二号の知事が適切であると認められた者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けている耐震判定委員会である。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼
沢槽木土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第
十七項の規定により公告する。

平成二十七年七月六日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	小山 信作	弘前市大字鬼沢字山ノ越二二六の二	平成 二七 ・ 六 ・ 七 就任
"	藤田 國美	" 字猿沢一〇五の二	"
"	吹田 守	大字檜木字用田二二三一	"
"	藤田 吉廣	大字鬼沢字猿沢一一七の二	"
"	角田 重雄	大字檜木字牧野二二七の三	"
"	小野 平治	大字鬼沢字山ノ越七九の一	"
"	角田 友衛	大字檜木字島原七一	"
"	須藤 秀明	大字鬼沢字菖蒲沢一七の一	"
"	藤田 則友	" 一八二	"
"	花田 務	" 九二	"
監事	成田 康之	" 六七	"
"	千葉 慎司	大字檜木字用田二〇二の二	"
"	小山 信作	大字鬼沢字山ノ越二二六の二	二七 ・ 六 ・ 六 退任
理事	藤田 國美	" 字猿沢一〇五の二	"
"	吹田 守	大字檜木字用田二二三一	"

藤田 吉廣	大字鬼沢字猿沢一一七の二	"
角田 重雄	大字檜木字牧野二二七の三	"
大鱈 広寿	大字鬼沢字山ノ越八五	"
角田 友衛	大字檜木字島原七一	"
須藤 秀明	大字鬼沢字菖蒲沢一七の一	"
藤田 則友	" 一八二	"
鳴海 平内	" 字山ノ越七九の二	"
小山内 豊	大字檜木字用田二二八	"
神 久助	大字鬼沢字菖蒲沢九一の二	"

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を
次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員
会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十七年七月六日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
 - 平成二十七年十月三十一日（土）午前九時から午後五時までの間
 - 2 場所
 - 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 二 検定を行う警備業務の種類及び級
- 三 検定の定員
 - 三十人（予定）
- 四 受検資格
 - 1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定方法及び内容

1 方法
 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十七年九月七日(月)から同月二十五日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
- (二) の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)

又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(三)及び(四)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全課保安課
 電話〇一七 七二三 四二一一
- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)
- (三) の生活安全課又は刑事生活安全課

雑 報

平成27年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により別表に掲げる都道府

県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成27年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯部 力

- 1 試験期日 平成27年11月8日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
北海道	北海学園大学豊平キャンパス 道北経済センタービル 釧路公立大学 青森中央学院大学 青森手宮城	北海道札幌市豊平区旭町4-1-40 北海道旭川市常盤通1丁目 北海道釧路市芦野4-1-1 青森県青森市横内字神田12-1 岩手県盛岡市上田3-18-8 宮城県仙台市青葉区青葉山無番地
秋田県	秋田大学手形キャンパス	秋田県秋田市手形学園町1-1
山形県	ヒルズサンピア山形	山形県山形市蔵王飯田637
福島県	日本大学工学部	福島県郡山市田村町徳定字中河原1
茨城県	流通経済大学龍ヶ崎キャンパス	茨城県龍ヶ崎市平畑120
栃木県	宇都宮大学峰キャンパス	栃木県宇都宮市峰町350
群馬県	高崎経済大学	群馬県高崎市上並榎町1300
埼玉県	獨協大学	埼玉県草加市学園町1-1
千葉県	日本大学理工学部船橋キャンパス	千葉県船橋市習志野台7-24-1
東京都	東京理科大学野田キャンパス 日本大学経済学部 武蔵大学江古田キャンパス 中央大学多摩キャンパス 明治大学和泉キャンパス	東京都千代田区三崎町1-3-2 東京都練馬区豊玉上1-26-1 東京都八王子市東中野742-1 東京都杉並区永福1-9-1 東京都世田谷区桜上水3-25-40
神奈川県	青山学院大学相模原キャンパス	神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1

新潟県新潟市中央区万代島6-1
富山県富山市五福3190
石川県金沢市堀川新町7-1
福井県福井市文京3-9-1
山梨県甲府市酒折2-4-5
長野県長野市南長野北石堂町11-77-3

朱鷺メッセ
富山大学五福キャンパス
金沢医療技術専門学校
福井大学文京キャンパス
山梨学院大学
JA長野ビル

松本歯科大学
岐阜大学
日本大学国際関係学部三島駅北口校舎

名城大学太白キャンパス

高田高等学校
立命館守山中学校・高等学校
同志社大学京田辺キャンパス
関西大学千里山キャンパス
近畿大学東大阪キャンパス
甲南大学岡本キャンパス
姫路獨協大学
奈良大学
泉民交流プラザ和歌山ビッグ愛
鳥取大学鳥取キャンパス
くびきメッセ
山陽学園大学・山陽学園短期大学
広島サンプラザ

徳山大学
徳島大学常三島キャンパス
英明高等学校
フアイテムエスひめ
高知県立高知小津高等学校
福岡工業大学
西九州大学短期大学部
長崎大学文教キャンパス
熊本大学黒髪南地区
大分大学旦野原キャンパス

徳島大学常三島キャンパス
英明高等学校
フアイテムエスひめ
高知県立高知小津高等学校
福岡工業大学
西九州大学短期大学部
長崎大学文教キャンパス
熊本大学黒髪南地区
大分大学旦野原キャンパス

山口県周南市学園台
徳島県徳島市南常三島町2-1
香川県高松市亀岡町1-10
愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県高知市城北町1-14
福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県佐賀市神園3-18-15
長崎県長崎市文教町1-14
熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県大分市大字旦野原700

山口県周南市学園台
徳島県徳島市南常三島町2-1
香川県高松市亀岡町1-10
愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県高知市城北町1-14
福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県佐賀市神園3-18-15
長崎県長崎市文教町1-14
熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県大分市大字旦野原700

山口県周南市学園台
徳島県徳島市南常三島町2-1
香川県高松市亀岡町1-10
愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県高知市城北町1-14
福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県佐賀市神園3-18-15
長崎県長崎市文教町1-14
熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県大分市大字旦野原700

山口県周南市学園台
徳島県徳島市南常三島町2-1
香川県高松市亀岡町1-10
愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県高知市城北町1-14
福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県佐賀市神園3-18-15
長崎県長崎市文教町1-14
熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県大分市大字旦野原700

山口県周南市学園台
徳島県徳島市南常三島町2-1
香川県高松市亀岡町1-10
愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県高知市城北町1-14
福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県佐賀市神園3-18-15
長崎県長崎市文教町1-14
熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県大分市大字旦野原700

宮崎県 鹿児島県 沖縄県	宮崎県立宮崎工業高等学校 鹿児島県建設センター 鹿児島県市町村自治会館 沖縄大学	宮崎県宮崎市天満町9-1 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4 沖縄県那覇市国場555
--------------------	---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 40題)	憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

受付期間 平成27年8月3日(月)から9月4日(金)まで
受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する専用の封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月4日の消印があるものまで受け付けます。

提出書類 受験願書一式(配布場所については、をご覧ください。)

受験手数料 7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内をご覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成27年8月3日(月)から8月28日(金)まで
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月28日必着のこと。)

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

イ 窓口配布

配布期間 平成27年8月3日(月)から9月4日(金)まで

配布場所 (青森県、岩手県及び秋田県の場合)

試験地	配布場所	所在地	配布時間
青森県	青森県総務部総務学事課 法規グループ	青森市長島1-1-1	8:30~17:15
	青森県中南地域県民局	弘前市大字蔵主町4	
	青森県三八地域県民局	八戸市大字尻内町字鴨田7	
	青森県下北地域県民局	むつ市中央1-1-8	
	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	9:00~17:00
岩手県	岩手県政策地域部市町村課	盛岡市内丸10-1	8:30~17:45
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
	奥南広域振興局総務部花巻総務センター	花巻市花城町1-41	
	奥南広域振興局土木部北上土木センター	北上市芳町2-8	

奥南広域振興局総務部	奥州市水沢区大手町1-2	
奥南広域振興局総務部一関総務センター	一関市竹山町7-5	
奥南広域振興局土木部千厩土木センター	一関市千厩町千厩字北方86-2	8:30～17:15
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	大船渡市猪川町字前田6-1	
奥南広域振興局土木部遠野土木センター	遠野市六日町1-22	
沿岸広域振興局経営企画部	釜石市新町6-50	
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	宮古市五月町1-20	
奥北広域振興局経営企画部	久慈市八日町1-1	
奥北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	二戸市石切所字荷渡6-3	
岩手県行政書士会	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	9:00～17:00
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	鹿角市花輪字六月田1	
秋田県北秋田地域振興局総務企画部	北秋田市鷹巣字東中貸76-1	
秋田県山本地域振興局総務企画部	能代市御指南町1-10	
秋田県秋田地域振興局総務企画部	秋田市山王4-1-2	8:30～17:15
秋田県由利地域振興局総務企画部	由利本荘市水林366	
秋田県仙北地域振興局総務企画部	大仙市大曲上栄町13-62	
秋田県平鹿地域振興局総務企画部	横手市旭川1-3-41	
秋田県雄勝地域振興局総務企画部	湯沢市千石町2-1-10	

秋田県行政書士会	秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館3階	秋田県 9:00～17:00
----------	--------------------------	-------------------

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

受験申込み画面への入力

ア 顔写真の画像データ（高さ4：幅3の割合のもの）を用意してください。

イ 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shi-ken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに登載します。

受験手数料の払込み

ア 受験手数料（7,000円）は、出願画面の指示に従ってクレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

イ 利用できるクレジットカード
VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア
セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

エ 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

受付期間

ア 平成27年8月3日（月）午前9時から9月1日（火）午後5時まで

この出願システムは、9月1日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

イ 受付最終日（9月1日（火））は、大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなる場合がございますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

い。

(3) 連絡先 (問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03 - 3263 - 7700

5 特別措置の実施

身体機能に障害のある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持ち込み、補聴器の使用など受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成28年1月27日 (水) 午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示 (掲示) します。

なお、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します (時間は、合格発表日の午前中)。

別表 行政書士法第4条第1項の規定により一般財団法人行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	鹿儿島県知事
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	沖縄県知事
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	

正

品

防災消防課

発行年月日 平成27年3月5日 第三九三〇号	区分 規則	番号 第五四号	ジペー 二	段 上	行 六	課 火災活動訓練	正 水災活動訓練
------------------------------	----------	------------	----------	--------	--------	-------------	-------------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七十七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭